

されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ8.1%、5.9%でしかなく、他の被用者年金が30%以上(厚生年金34.2%、私学共済49.9%)であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済420ヶ月、地共済415ヶ月であり、厚生年金380ヶ月、私学共済378ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当31.8%に対し通老・通退相当が49.9%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である(厚生年金は老齢・退年相当45.9%に対し通老・通退相当34.2%である。)

イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると(図表2-3-6)、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

(老齢・退年相当 ー国民年金で大幅な増加ー)

老齢・退年相当について平成17年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金が3.2%増、国共済が0.6%増、地共済が1.7%増、私学共済が3.9%増となっており、いずれも16年度までに比べ伸びが鈍化している。(図表2-3-6) また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者(老齢基礎年金受給権者を含む)は5.1%増と引き続き大幅に増加した。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、両制度が恩給公務員期間等を通算しているため、既に多くの受給権者が発生

し、相対的に成熟の程度が高いからである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が、国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から、保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

(通老・通退相当 ー国共済で大幅な増加ー)

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。平成17年度の対前年度増加率は、厚生年金が4.4%増、国共済が14.3%増、地共済が4.3%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっている。特に国共済では、平成12年度以降二桁の伸びが続いており、増加傾向が顕著である。一方、私学共済は、老齢・退年相当3.9%増に対し、通老・通退相当3.4%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

(障害年金)

障害年金も各制度で増加を続けている。障害年金の増加率は、国民年金以外では遺族年金に比べて低い傾向であったが、地共済では平成15年度に逆転し、遺族年金より高い状態が続いている。また、私学共済でも平成15年度、16年度は遺族年金より高い伸びであった。

(遺族年金)

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成17年度の対前年度増加率をみると、厚生年金3.3%増、国共済3.1%増、地共済3.2%増、私学共済3.7%増となっている。

(年金種別別構成割合)

受給権者数の年金種別別構成割合の推移をみると(図表2-3-7)、私学共済と国民年金で老齢・退年相当の割合が増えているのに対し、厚生年金では通老・通退相当が、国共済と地共済では通老・通退相当及び遺族年金の割合が増えている。これらの動向には、各制度の成熟の度合い等が反映されているものと考えられる。

図表 2-3-6 年金種別別にみた受給権者数の推移

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	15,081	7,051	4,606	378	3,047	778	565	25	11	176
8	15,871	7,386	4,923	386	3,177	794	570	28	11	184
9	16,813	7,822	5,299	393	3,299	810	576	30	11	192
10	17,679	8,217	5,625	404	3,433	823	579	32	11	200
11	18,571	8,580	5,975	415	3,601	835	580	35	12	208
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737	862	592	39	12	218
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873	883	601	43	13	226
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084	906	610	49	13	234
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225	933	620	58	13	241
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365	962	629	70	14	249
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509	984	633	80	14	257
対前年度増減率(%)										
8	5.2	4.7	6.9	2.1	4.3	2.0	0.9	9.2	2.2	4.6
9	5.9	5.9	7.6	2.0	3.8	2.1	1.1	8.1	2.5	4.3
10	5.2	5.0	6.1	2.7	4.1	1.6	0.5	7.6	1.8	4.1
11	5.0	4.4	6.2	2.8	4.9	1.5	0.2	7.9	1.7	4.0
12	5.2	5.1	6.3	2.4	3.8	3.1	2.1	10.9	4.5	4.8
13	5.3	5.2	6.5	2.5	3.6	2.5	1.5	12.7	3.3	3.5
14	6.9	6.9	7.9	3.8	5.4	2.6	1.5	13.8	3.5	3.5
15	5.3	5.4	6.5	2.4	3.5	2.9	1.6	18.0	3.3	3.3
16	4.7	4.5	5.9	2.8	3.3	3.1	1.5	19.7	3.1	3.2
17	3.6	3.2	4.4	2.3	3.3	2.3	0.6	14.3	2.9	3.1
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	1,747	1,266	88	28	364	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3
8	1,793	1,290	92	29	382	184.6	53.6	97.4	1.5	32.2
9	1,848	1,322	95	30	401	193.5	56.8	101.0	1.5	34.1
10	1,898	1,349	98	30	420	202.5	60.2	105.0	1.6	35.8
11	1,942	1,372	101	31	438	212.7	63.5	109.3	1.6	38.1
12	1,984	1,394	104	32	454	223.8	67.8	114.1	1.7	40.1
13	2,049	1,434	112	32	470	235.3	72.3	119.2	1.8	42.0
14	2,109	1,471	117	34	488	245.9	76.5	123.6	1.8	43.9
15	2,174	1,511	123	35	505	258.2	81.3	129.2	1.9	45.7
16	2,240	1,552	129	37	522	271.0	86.0	135.4	2.0	47.6
17	2,289	1,578	135	38	538	280.8	89.3	140.0	2.1	49.4
対前年度増減率(%)										
8	2.6	1.9	4.0	2.3	5.0	6.4	9.3	5.0	4.3	6.1
9	3.1	2.5	3.7	2.2	4.9	4.8	6.0	3.7	2.5	6.1
10	2.7	2.0	3.2	2.3	4.7	4.7	5.9	3.9	3.3	4.8
11	2.3	1.7	2.6	2.1	4.3	5.0	5.6	4.2	4.0	6.6
12	2.2	1.6	3.5	1.8	3.6	5.2	6.7	4.4	3.8	5.2
13	3.2	2.8	7.3	2.9	3.6	5.1	6.6	4.4	2.5	4.8
14	3.0	2.6	4.5	3.6	3.7	4.5	5.9	3.7	3.5	4.5
15	3.1	2.7	4.9	4.5	3.6	5.0	6.3	4.5	4.9	4.1
16	3.0	2.7	5.5	4.3	3.3	5.0	5.7	4.8	5.4	4.0
17	2.2	1.7	4.3	4.2	3.2	3.6	3.9	3.4	3.3	3.7
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	千人	千人	千人	千人	千人					
7	15,152	11,400	2,109	1,309	334					
8	16,010	12,276	2,063	1,338	332					
9	16,987	13,276	2,011	1,370	331					
10	17,871	14,186	1,952	1,402	331					
11	18,795	15,090	1,890	1,437	377					
12	19,737	16,061	1,829	1,473	373					
13	20,669	17,030	1,764	1,508	367					
14	21,653	18,053	1,697	1,543	360					
15	22,544	18,985	1,625	1,580	353					
16	23,431	19,915	1,552	1,619	345					
17	24,393	20,929	1,474	1,655	335					
対前年度増減率(%)										
8	5.7	7.7	△ 2.2	2.3	△ 0.5					
9	6.1	8.1	△ 2.6	2.3	△ 0.2					
10	5.2	6.9	△ 2.9	2.3	0.1					
11	5.2	6.4	△ 3.2	2.6	13.7					
12	5.0	6.4	△ 3.2	2.5	△ 0.9					
13	4.7	6.0	△ 3.5	2.3	△ 1.7					
14	4.8	6.0	△ 3.8	2.3	△ 2.1					
15	4.1	5.2	△ 4.2	2.4	△ 1.9					
16	3.9	4.9	△ 4.5	2.5	△ 2.2					
17	4.1	5.1	△ 5.0	2.2	△ 2.9					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-7 受給権者数の年金種別別構成割合の推移

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	46.8	30.5	2.5	20.2	100.0	72.6	3.3	1.4	22.7
8	100.0	46.5	31.0	2.4	20.0	100.0	71.8	3.5	1.4	23.2
9	100.0	46.5	31.5	2.3	19.6	100.0	71.1	3.7	1.4	23.7
10	100.0	46.5	31.8	2.3	19.4	100.0	70.3	3.9	1.4	24.3
11	100.0	46.2	32.2	2.2	19.4	100.0	69.5	4.2	1.4	24.9
12	100.0	46.2	32.5	2.2	19.1	100.0	68.8	4.5	1.4	25.3
13	100.0	46.1	32.9	2.1	18.8	100.0	68.1	4.9	1.4	25.6
14	100.0	46.2	33.2	2.1	18.6	100.0	67.3	5.5	1.4	25.8
15	100.0	46.2	33.6	2.0	18.3	100.0	66.4	6.3	1.4	25.9
16	100.0	46.1	33.9	2.0	18.0	100.0	65.4	7.3	1.4	25.9
17	100.0	45.9	34.2	1.9	18.0	100.0	64.3	8.1	1.4	26.1
対前年度増減差										
8		△ 0.2	0.5	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6
9		△ 0.0	0.5	△ 0.1	△ 0.4		△ 0.7	0.2	0.0	0.5
10		△ 0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6
11		△ 0.3	0.4	△ 0.0	△ 0.0		△ 0.9	0.2	0.0	0.6
12		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.3	0.0	0.4
13		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.4	0.0	0.2
14		0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.8	0.5	0.0	0.2
15		0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.9	0.8	0.0	0.1
16		△ 0.1	0.4	△ 0.0	△ 0.2		△ 1.0	1.0	0.0	0.0
17		△ 0.2	0.3	△ 0.0	△ 0.1		△ 1.1	0.9	0.0	0.2
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	72.5	5.1	1.6	20.8	100.0	28.3	53.4	0.8	17.5
8	100.0	71.9	5.1	1.6	21.3	100.0	29.0	52.7	0.8	17.4
9	100.0	71.5	5.1	1.6	21.7	100.0	29.4	52.2	0.8	17.6
10	100.0	71.1	5.2	1.6	22.1	100.0	29.7	51.8	0.8	17.7
11	100.0	70.7	5.2	1.6	22.6	100.0	29.9	51.4	0.8	17.9
12	100.0	70.3	5.3	1.6	22.9	100.0	30.3	51.0	0.8	17.9
13	100.0	70.0	5.5	1.6	23.0	100.0	30.7	50.7	0.7	17.9
14	100.0	69.7	5.5	1.6	23.1	100.0	31.1	50.3	0.7	17.9
15	100.0	69.5	5.6	1.6	23.2	100.0	31.5	50.1	0.7	17.7
16	100.0	69.3	5.8	1.6	23.3	100.0	31.7	50.0	0.7	17.6
17	100.0	68.9	5.9	1.7	23.5	100.0	31.8	49.9	0.7	17.6
対前年度増減差										
8		△ 0.5	0.1	△ 0.0	0.5		0.8	△ 0.7	△ 0.0	△ 0.1
9		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4		0.3	△ 0.5	△ 0.0	0.2
10		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.4		0.4	△ 0.4	△ 0.0	0.0
11		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4		0.2	△ 0.4	△ 0.0	0.3
12		△ 0.4	0.1	△ 0.0	0.3		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0
13		△ 0.3	0.2	△ 0.0	0.1		0.4	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.1
14		△ 0.3	0.1	0.0	0.2		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0
15		△ 0.2	0.1	0.0	0.1		0.4	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.2
16		△ 0.2	0.1	0.0	0.1		0.2	△ 0.1	0.0	△ 0.2
17		△ 0.4	0.1	0.0	0.2		0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	%	%	%	%	%					
7	100.0	75.2	13.9	8.6	2.2					
8	100.0	76.7	12.9	8.4	2.1					
9	100.0	78.2	11.8	8.1	1.9					
10	100.0	79.4	10.9	7.8	1.9					
11	100.0	80.3	10.1	7.6	2.0					
12	100.0	81.4	9.3	7.5	1.9					
13	100.0	82.4	8.5	7.3	1.8					
14	100.0	83.4	7.8	7.1	1.7					
15	100.0	84.2	7.2	7.0	1.6					
16	100.0	85.0	6.6	6.9	1.5					
17	100.0	85.8	6.0	6.8	1.4					
対前年度増減差										
8		1.4	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.1					
9		1.5	△ 1.1	△ 0.3	△ 0.1					
10		1.2	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.1					
11		0.9	△ 0.9	△ 0.2	0.1					
12		1.1	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.1					
13		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1					
14		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1					
15		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1					
16		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1					
17		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(3) 年金総額

ア 平成17年度末の状況

平成17年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金25兆3,435億円、国共済1兆7,621億円、地共済4兆5,471億円、私学共済2,803億円、国民年金15兆3,501億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表2-3-8）。国民年金の15兆3,501億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれない。公的年金制度全体で47兆2,831億円である。

図表2-3-8 年金種別別にみた年金総額 —平成17年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金		
						新法基礎年金と旧法国民年金	公的年金制度全体	
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	181,326	13,433	36,052	1,849	232,660	133,014	365,673
	通老・通退相当	23,071	282	705	565	24,624	3,216	27,840
障害年金	4,297	187	566	24	5,074	14,788	19,862	
遺族年金	44,740	3,712	8,149	366	56,966	2,483	59,449	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	71.5	76.2	79.3	65.9	72.9	86.7	77.3
	通老・通退相当	9.1	1.6	1.6	20.2	7.7	2.1	5.9
障害年金	1.7	1.1	1.2	0.8	1.6	9.6	4.2	
遺族年金	17.7	21.1	17.9	13.0	17.8	1.6	12.6	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
計	240,934	17,186	44,271	2,491	304,881	150,681	455,562	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	173,256	13,134	35,362	1,578	223,331	132,523	355,853
	通老・通退相当	21,506	272	681	527	22,986	3,207	26,193
障害年金	3,017	128	363	20	3,528	13,627	17,155	
遺族年金	43,155	3,645	7,865	365	55,030	1,324	56,354	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	71.9	76.4	79.9	63.4	73.3	87.9	78.1
	通老・通退相当	8.9	1.6	1.5	21.2	7.5	2.1	5.7
障害年金	1.3	0.7	0.8	0.8	1.2	9.0	3.8	
遺族年金	17.9	21.2	17.8	14.7	18.0	0.9	12.4	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

これを全額支給停止されている年金を外した受給者ベースで見ると45兆5,562億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、

停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70～80%台を占める。ただし私学共済は65.9%と他制度に比べて小さく、代わりに通老・通退相当が20.2%と他制度に比べて大きくなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が17～21%（私学共済のみ13.0%）、障害年金は2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が1.6%と小さく、障害年金は9.6%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースでも特に変わりはない。

イ 推移

年金総額の推移をみると（図表2-3-9）、国共済で平成16年度に減少となったものの、総じて増加傾向が続いている。平成17年度は、厚生年金が1.7%増、国共済が0.2%増、地共済が1.0%増、私学共済が2.7%増であった。

また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の年金総額は、平成17年度で、対前年度5.2%増であった。

（老齢・退年相当）

老齢・退年相当についてみると、平成17年度の対前年度増減率は、厚生年金1.5%増、国共済0.6%減、地共済0.5%増、私学共済2.9%増、国民年金6.0%増となっている。

（遺族年金）

遺族年金の年金総額は平成17年度の対前年度増減率でみると、厚生年金3.5%増、国共済3.0%増、地共済3.7%増、私学共済4.3%増となっている。平成8年度以降でみると、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。

（年金種別別構成割合）

受給権者の年金総額の年金種別別構成割合の推移をみると（図表2-3-10）、厚生年金、国共済、地共済については、総じて、老齢・退年相当の割合が減る一方で遺族年金の割合が増えているのに対し、私学共済と国民年金では老齢・退年相当の割合が増えている。

図表 2-3-9 年金種別別にみた年金総額の推移 -受給権者ベース-

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033	16,845	13,979	183	183	2,490
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423	16,935	13,935	193	181	2,615
9	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	17,013	13,888	200	180	2,736
10	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	17,290	13,985	210	181	2,906
11	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	17,331	13,880	217	180	3,045
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	17,557	13,947	226	183	3,193
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	17,534	13,803	234	184	3,305
14	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	17,656	13,794	245	185	3,424
15	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	17,690	13,732	258	186	3,507
16	249,103	178,722	22,886	4,263	43,231	17,588	13,520	270	186	3,605
17	253,435	181,326	23,071	4,297	44,740	17,621	13,433	282	187	3,712
対前年度増減率 (%)										
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8	0.5	△ 0.3	5.7	△ 0.9	5.0
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4	0.5	△ 0.3	3.6	△ 0.6	4.6
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4	1.6	0.7	4.8	0.5	6.2
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6	0.2	△ 0.7	3.3	△ 0.7	4.8
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1	1.3	0.5	4.1	1.7	4.8
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9	△ 0.1	△ 1.0	3.6	0.7	3.5
14	5.1	5.0	5.1	2.3	5.5	0.7	△ 0.1	4.7	0.8	3.6
15	2.9	3.0	2.6	△ 0.0	2.8	0.2	△ 0.5	5.4	0.3	2.4
16	1.0	0.4	1.6	1.0	3.2	△ 0.6	△ 1.5	4.7	0.1	2.8
17	1.7	1.5	0.8	0.8	3.5	0.2	△ 0.6	4.5	0.5	3.0
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	40,053	33,686	654	534	5,180	1,922	1,193	496	19	214
8	40,437	33,769	659	531	5,479	2,043	1,286	511	20	227
9	41,059	34,088	662	528	5,780	2,117	1,340	516	19	241
10	42,287	34,889	674	534	6,190	2,232	1,423	531	20	258
11	42,901	35,165	675	536	6,526	2,327	1,489	540	21	278
12	43,257	35,244	680	532	6,802	2,432	1,569	548	21	294
13	43,789	35,463	702	535	7,089	2,497	1,615	551	21	309
14	44,435	35,810	707	541	7,377	2,587	1,685	555	22	324
15	44,892	36,031	708	546	7,607	2,675	1,758	559	22	337
16	45,006	35,886	704	555	7,861	2,729	1,796	560	23	351
17	45,471	36,052	705	566	8,149	2,803	1,849	565	24	366
対前年度増減率 (%)										
8	1.0	0.2	0.8	△ 0.5	5.8	6.3	7.8	2.8	2.5	6.0
9	1.5	0.9	0.5	△ 0.5	5.5	3.6	4.2	1.0	△ 2.0	6.4
10	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1	5.4	6.2	2.9	4.0	6.8
11	1.5	0.8	0.1	0.2	5.4	4.3	4.7	1.7	2.2	7.6
12	0.8	0.2	0.7	△ 0.6	4.2	4.5	5.4	1.6	2.8	5.8
13	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2	2.7	3.0	0.5	0.6	5.3
14	1.5	1.0	0.8	1.1	4.1	3.6	4.3	0.8	1.9	4.8
15	1.0	0.6	0.1	1.0	3.1	3.4	4.3	0.6	2.9	3.8
16	0.3	△ 0.4	△ 0.6	1.7	3.3	2.0	2.2	0.2	3.0	4.2
17	1.0	0.5	0.2	1.9	3.7	2.7	2.9	1.0	2.7	4.3
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	億円	億円	億円	億円	億円					
7	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413					
8	86,324	67,546	4,281	12,097	2,399					
9	93,767	74,846	4,185	12,344	2,391					
10	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437					
11	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796					
12	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775					
13	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733					
14	133,598	113,159	3,692	14,064	2,683					
15	139,433	119,062	3,522	14,236	2,613					
16	145,923	125,497	3,368	14,507	2,551					
17	153,501	133,014	3,216	14,788	2,483					
対前年度増減率 (%)										
8	8.3	10.6	△ 1.8	1.9	△ 0.6					
9	8.6	10.8	△ 2.2	2.0	△ 0.3					
10	9.3	11.1	△ 0.8	3.9	1.9					
11	8.0	9.0	△ 2.2	3.1	14.7					
12	6.9	8.3	△ 2.8	2.2	△ 0.8					
13	6.3	7.5	△ 3.1	2.1	△ 1.5					
14	6.2	7.3	△ 3.4	2.0	△ 1.8					
15	4.4	5.2	△ 4.6	1.2	△ 2.6					
16	4.7	5.4	△ 4.3	1.9	△ 2.4					
17	5.2	6.0	△ 4.5	1.9	△ 2.7					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-10 年金総額の年金種別別構成割合の推移 -受給権者ベース-

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	73.1	8.9	2.1	15.8	100.0	83.0	1.1	1.1	14.8
8	100.0	72.9	9.0	2.1	16.0	100.0	82.3	1.1	1.1	15.4
9	100.0	72.9	9.0	2.0	16.1	100.0	81.6	1.2	1.1	16.1
10	100.0	72.8	9.0	1.9	16.2	100.0	80.9	1.2	1.0	16.8
11	100.0	72.5	9.1	1.9	16.5	100.0	80.1	1.3	1.0	17.6
12	100.0	72.5	9.1	1.8	16.6	100.0	79.4	1.3	1.0	18.2
13	100.0	72.1	9.2	1.8	16.9	100.0	78.7	1.3	1.0	18.9
14	100.0	72.1	9.2	1.8	17.0	100.0	78.1	1.4	1.0	19.4
15	100.0	72.2	9.1	1.7	17.0	100.0	77.6	1.5	1.1	19.8
16	100.0	71.7	9.2	1.7	17.4	100.0	76.9	1.5	1.1	20.5
17	100.0	71.5	9.1	1.7	17.7	100.0	76.2	1.6	1.1	21.1
対前年度増減差										
8		△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.1	△ 0.0	0.7
9		0.0	0.0	△ 0.1	0.0		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.6
10		△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.7
11		△ 0.3	0.0	△ 0.0	0.3		△ 0.8	0.0	△ 0.0	0.8
12		△ 0.1	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.0	0.0	0.6
13		△ 0.3	0.1	△ 0.0	0.3		△ 0.7	0.0	0.0	0.7
14		△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.1	0.0	0.5
15		0.1	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.0		△ 0.5	0.1	0.0	0.4
16		△ 0.4	0.1	△ 0.0	0.4		△ 0.8	0.1	0.0	0.7
17		△ 0.2	△ 0.1	△ 0.0	0.3		△ 0.6	0.1	0.0	0.6
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	84.1	1.6	1.3	12.9	100.0	62.0	25.8	1.0	11.1
8	100.0	83.5	1.6	1.3	13.5	100.0	62.9	25.0	1.0	11.1
9	100.0	83.0	1.6	1.3	14.1	100.0	63.3	24.4	0.9	11.4
10	100.0	82.5	1.6	1.3	14.6	100.0	63.7	23.8	0.9	11.6
11	100.0	82.0	1.6	1.2	15.2	100.0	64.0	23.2	0.9	11.9
12	100.0	81.5	1.6	1.2	15.7	100.0	64.5	22.5	0.9	12.1
13	100.0	81.0	1.6	1.2	16.2	100.0	64.7	22.1	0.9	12.4
14	100.0	80.6	1.6	1.2	16.6	100.0	65.2	21.5	0.8	12.5
15	100.0	80.3	1.6	1.2	16.9	100.0	65.7	20.9	0.8	12.6
16	100.0	79.7	1.6	1.2	17.5	100.0	65.8	20.5	0.8	12.9
17	100.0	79.3	1.6	1.2	17.9	100.0	65.9	20.2	0.8	13.0
対前年度増減差										
8		△ 0.6	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.9	△ 0.8	△ 0.0	△ 0.0
9		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.4	△ 0.6	△ 0.1	0.3
10		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.4	△ 0.6	△ 0.0	0.2
11		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.2	△ 0.6	△ 0.0	0.4
12		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.5	△ 0.7	△ 0.0	0.1
13		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.5		0.2	△ 0.5	△ 0.0	0.3
14		△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0	0.4		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.1
15		△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	0.3		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.0
16		△ 0.5	△ 0.0	0.0	0.5		0.1	△ 0.4	0.0	0.3
17		△ 0.5	△ 0.0	0.0	0.5		0.1	△ 0.3	0.0	0.2
年度末	国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	%	%	%	%	%					
7	100.0	76.6	5.5	14.9	3.0					
8	100.0	78.2	5.0	14.0	2.8					
9	100.0	79.8	4.5	13.2	2.6					
10	100.0	81.1	4.0	12.5	2.4					
11	100.0	81.9	3.7	11.9	2.5					
12	100.0	82.9	3.3	11.4	2.3					
13	100.0	83.8	3.0	11.0	2.2					
14	100.0	84.7	2.8	10.5	2.0					
15	100.0	85.4	2.5	10.2	1.9					
16	100.0	86.0	2.3	9.9	1.7					
17	100.0	86.7	2.1	9.6	1.6					
対前年度増減差										
8		1.6	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.2					
9		1.6	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.2					
10		1.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2					
11		0.8	△ 0.4	△ 0.6	0.1					
12		1.0	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2					
13		0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2					
14		0.9	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2					
15		0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1					
16		0.6	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1					
17		0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成17年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,152万人、国民年金2,093万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済63万人、地共済158万人、私学共済9万人であった（図表2-3-11）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.3%、次いで地共済32.0%、厚生年金31.3%、国共済16.3%の順となっている。国民年金は57.5%である。

平均年齢は、被用者年金は各制度とも70～72歳程度である。一方、国民年金は73.5歳と、被用者年金に比べて若干高い。

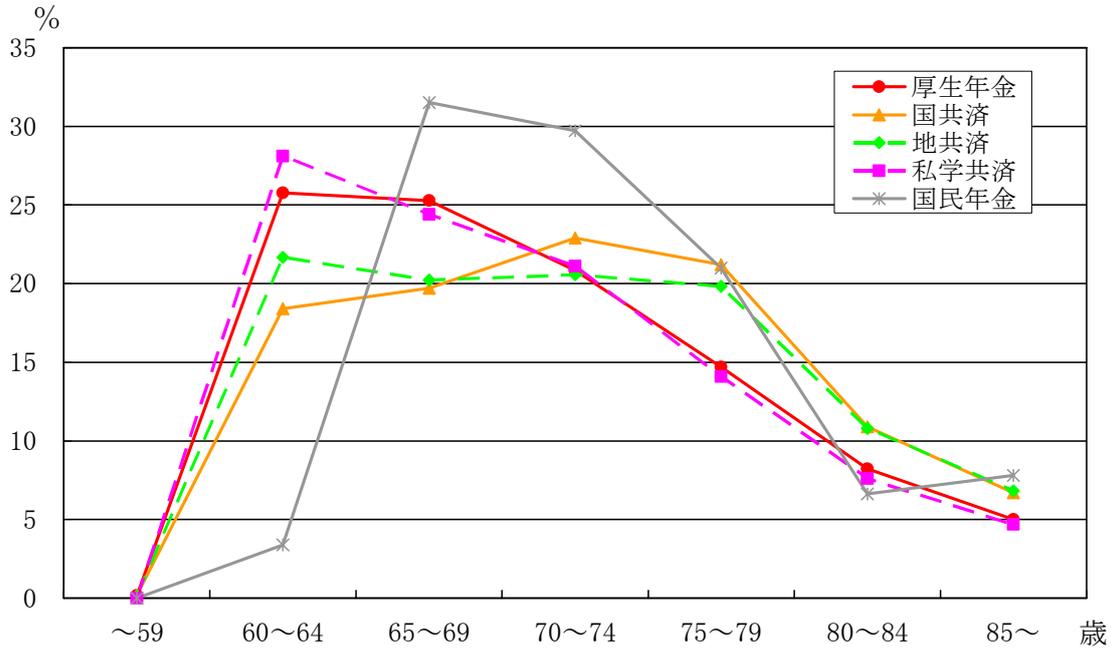
なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数24,340千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

図表2-3-11 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 —平成17年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 11,523	千人 633	千人 1,578	千人 89.3	千人 20,929	千人 24,340
男性	7,918	530	1,073	54.2	8,888	〔老齢基礎 年金等受 給権者数〕
女性	3,605	103	505	35.1	12,040	
女性割合(%)	31.3	16.3	32.0	39.3	57.5	
平均年齢 計	歳 70.9	歳 72.4	歳 72.0	歳 70.2	歳 73.5	
男性	70.6	72.3	71.9	69.6	72.4	
女性	71.7	73.1	72.2	71.2	74.3	

老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成割合をみると（図表2-3-12）、国共済と地共済の分布は、厚生年金と私学共済に比べ、年齢の高い方にシフトしている。

図表 2-3-12 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成
—平成 17 年度末—



また、老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移をみると（図表 2-3-13）、各制度とも年々上昇しており、特に女性の伸びが大きい。

図表 2-3-13 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	歳	歳	歳	歳	歳
	○男女計				
11	70.1	70.4	70.6	69.4	72.1
12	70.2	70.8	70.9	69.5	72.8
13	70.3	71.1	71.1	69.5	72.9
14	70.4	71.5	71.3	69.7	73.1
15	70.5	71.8	71.5	69.8	73.2
16	70.7	72.0	71.7	69.9	73.4
17	70.9	72.4	72.0	70.2	73.5
	○男性				
11	70.0	70.3	70.7	68.9	71.2
12	70.0	70.7	71.0	69.0	71.5
13	70.1	71.1	71.1	69.0	71.7
14	70.2	71.4	71.3	69.1	71.8
15	70.3	71.6	71.5	69.1	72.0
16	70.4	71.9	71.7	69.3	72.3
17	70.6	72.3	71.9	69.6	72.4
	○女性				
11	70.2	70.6	70.3	70.1	72.7
12	70.5	71.1	70.7	70.3	73.7
13	70.7	71.5	71.0	70.4	73.8
14	70.9	72.0	71.3	70.6	73.9
15	71.1	72.3	71.6	70.7	74.0
16	71.4	72.7	71.9	70.8	74.2
17	71.7	73.1	72.2	71.2	74.3

注 1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額)

平均年金月額^注（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表2-3-14）、地共済が最も高く22.3万円、次いで国共済20.9万円、私学共済20.7万円、厚生年金16.5万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
 - ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
 - ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること
- 等に留意する必要がある。

図表2-3-14 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成17年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963	
男性	190,175	214,759	235,091	230,146	58,429	
女性	109,978	179,514	196,242	172,672	48,929	
女(男=100)	57.8	83.6	83.5	75.0	83.7	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	380	420	415	378	322	
男性	421	424	430	391	361	
女性	289	402	384	359	293	
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	168,507	222,729	230,671	215,952	57,975	5.8万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。
○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）

を除くと、地共済 23.1 万円、国共済 22.3 万円、私学共済 21.6 万円、厚生年金 16.9 万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.8 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.3 万円（表中「52,963 円」）である。

（女性の平均年金月額　－男女間の差が小さい国共済、地共済－）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-14）、厚生年金は 11.0 万円であり男性（19.0 万円）の 57.8% とほぼ 6 割弱の水準であるのに対し、国共済は 18.0 万円であり男性（21.5 万円）の 83.6% の水準、地共済は 19.6 万円であり男性（23.5 万円）の 83.5% の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額 of 男女間の差が小さいためと考えられる。

(本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-15である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成17年度末で厚生年金17.4万円、国共済22.3万円、地共済23.1万円、私学共済22.9万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、62～64歳では、厚生年金が16.3～16.5万円、国共済が20.4～21.1万円、地共済が21.2～21.8万円、私学共済が18.8～19.9万円となっており、本来支給分（老齢基礎年金分を含む）より若干低い水準である。一方、60歳～61歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっているが、これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、平成17年度中に60歳、61歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）、すなわち17年度末に60歳、61歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢（それぞれ63歳、62歳）に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

（参考：平成17年度末に62歳、63歳、64歳の者の定額部分の支給開始年齢は、それぞれ62歳、61歳、61歳であり、既に定額部分も含めた年金が支給されている。）

図表 2-3-15 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） —平成17年度末—

(単位:円)

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済		
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		131,132 〔165,083〕	176,827 〔209,025〕	190,441 〔222,659〕	172,474 〔207,494〕		
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	156,701	103,219	136,676	※	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	106,179 〔…〕	125,371 〔125,623〕	146,222 〔146,256〕	121,726 〔121,786〕	
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	107,537 〔…〕	128,542 〔128,801〕	149,205 〔149,325〕	123,782 〔123,824〕	
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	162,930 〔…〕	204,477 〔204,661〕	211,685 〔211,801〕	187,506 〔187,567〕	
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	164,925 〔…〕	210,923 〔210,965〕	218,432 〔218,444〕	198,767 〔198,779〕	
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	164,574 〔…〕	210,918 〔210,965〕	218,254 〔218,263〕	199,041 〔199,076〕	
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	114,353 〔173,666〕	159,062 〔222,829〕	166,165 〔230,516〕	172,346 〔229,213〕	
		旧法部分	164,889	202,698 163,399	230,957 156,563	179,156 143,632	
		男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
		老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		154,014 〔190,175〕	181,603 〔214,759〕	199,727 〔235,091〕	192,793 〔230,146〕
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	173,026	107,467	162,859	※	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	107,422 〔…〕	128,449 〔128,728〕	156,737 〔156,757〕	133,475 〔133,520〕	
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	109,839 〔…〕	131,339 〔131,601〕	159,055 〔159,181〕	134,731 〔134,766〕	
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	186,955 〔…〕	211,457 〔211,641〕	226,046 〔226,169〕	205,650 〔205,717〕	
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	190,125 〔…〕	217,334 〔217,374〕	233,525 〔233,538〕	220,018 〔220,034〕	
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	190,177 〔…〕	217,049 〔217,089〕	233,357 〔233,366〕	220,813 〔220,836〕	
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	136,911 〔198,489〕	163,361 〔227,452〕	175,783 〔241,181〕	193,633 〔252,136〕	
		旧法部分	205,176	210,215 166,284	246,918 186,887	210,373 156,361	
		女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
		老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		80,880 〔109,978〕	152,244 〔179,514〕	170,710 〔196,242〕	141,116 〔172,672〕
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	69,942	83,351	104,727	※	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	103,148 〔…〕	109,207 〔109,318〕	125,541 〔125,604〕	99,777 〔99,866〕	
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	101,817 〔…〕	113,574 〔113,825〕	128,065 〔128,171〕	100,580 〔100,622〕	
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	100,269 〔…〕	166,610 〔166,781〕	181,917 〔182,018〕	152,410 〔152,460〕	
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	97,946 〔…〕	174,767 〔174,825〕	186,471 〔186,483〕	158,409 〔158,409〕	
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	96,416 〔…〕	175,266 〔175,343〕	185,037 〔185,047〕	158,600 〔158,649〕	
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	60,675 〔114,598〕	134,478 〔196,295〕	139,328 〔200,777〕	136,233 〔190,555〕	
		旧法部分	109,725	173,673 104,855	209,018 125,255	162,971 135,168	

注1 〔 〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金月額である。なお、60～64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

注4 ※は、対象となる人数が極めて少ないため、本表では数値を掲載していない。

図表 2-3-16 平均年金月額の推移 — 老齢・退年相当 —

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
対前年度増減率(%)					
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1
16	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.4	0.5
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.9

注 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
対前年度増減率(%)				
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9
16	△ 3.9	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.3
17	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.9

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると（図表 2-3-16）、被用者年金では、平成 17 年度の対前年度増減率が、厚生年金 0.2%減、国共済 0.1%減、地共済 0.2%減、私学共済 0.2%増となり、私学共済が数年ぶりに増加したほか、他制度の減少も小幅に留まった。平成 17 年度は、物価スライドによる年金改定がなく、平均年金月額に影響を与えていないことが背景にある。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成 17 年度は対前年度 0.9%の増加で、52,963 円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では平成 8 年度以降、平成 10 年度を除き、総じて減少を続けている。

(平均加入期間 —各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸び—)

次に、平均年金月額の動向に影響を与える平均加入期間の動向をみる（図表 2-3-17）。

図表 2-3-17 平均加入期間の推移 —老齢・退年相当—

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	月
平成	月	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353		241
8	350	410	405	355		251
9	354	411	407	357		260
10	357	412	408	360		268
11	360	414	408	362		276
12	364	413	410	366		284
13	367	416	410	368		292
14	371	417	411	371		300
15	374	418	413	374		307
16	377	419	414	376		314
17	380	420	415	378		322
対前年度増減差						
8	3	0	0	2		10
9	4	1	2	2		9
10	3	1	1	3		8
11	3	2	0	2		8
12	4	△1	2	4		8
13	3	3	0	2		8
14	4	1	1	3		8
15	3	1	2	3		7
16	3	1	1	2		7
17	3	1	1	2		8

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

平均加入期間は各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は平成7年度以降でみて、平成7年度の241ヶ月から平成17年度の322ヶ月まで、年7～10ヶ月の増加となっている。

この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年2～4ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

(平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること

※給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

- ・ 平成15、16年度の減少については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%の引下げであったこと
- ・ 平成8、9、12～14、17年度については、物価スライドによる年金改定がなく、平均年金月額の増加要因とならなかったこと
- ・ 平成13年度の減少については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること

※平成14、15年度については、当該年度中に60歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ61歳、62歳となっているが、年度末に60歳の者について定額部分のない年金になっているという状況は13年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

- ・ 平成16年度の減少については、16年度中に61歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が62歳に引き上げられており、16年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること（14、15年度の状況とは異なり、61歳の者についても新たに定額部分のない年金になった。）

※平成17年度については、年度末に60歳、61歳の者について定額部分のない年金になっているという状況は16年度と同じであり、平均年金月額の減少要因となっていない。

4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来より、制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費率、収支状況を表す収支比率、積立状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。また、平成14年度から、年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率を作成している。

(1) 財政指標の定義及び意味

○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まっていく）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあつては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である^註。「実質的な支出－国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出－国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄っていることを示している。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成14年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15年度以降は「総報酬ベース」とした（独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\begin{aligned} \text{独自給付に関する支出} &= \text{実質的な支出－国庫・公経済負担} \\ &\quad - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注} \end{aligned}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注}$$

注 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金} \left(\begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入＋運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄っているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出＋追加費用}} \\ &= \frac{\text{(積立比率の分子)}}{\text{(積立比率の分母)＋国庫・公経済負担＋追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率

= 老齢費用率 + 障害費用率 + 遺族費用率 + その他（拠出金）の費用率

(2) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下ー

平成17年度末の年金扶養比率は、私学共済が5.02で最も高く、次いで厚生年金2.87、地共済1.95、国共済1.71の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると2.87である（図表2-4-1）。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

図表2-4-1 年金扶養比率 ー平成17年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	33,022	1,082	3,069	448.1	69,878
老齢・退年相当	11,523	633	1,578	89.3	24,340
年金扶養比率	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあつては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるため、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主（国又は地方公共団体等）負担であつて、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

年金扶養比率の推移をみると（図表2-4-2、2-4-3）、各制度とも一貫して低下してきている。特に私学共済で低下幅が大きく、被保険者の適用拡大により被保険者数が大きく増加した平成14年度を除き、毎年度0.2ポイント以上低下する状況であつたが、17年度は0.12ポイントの低下となり、これまでに比べ低下幅が小さかつた。厚生年金も比較的低下幅が大きく、毎年度概ね0.2ポイント前後の低下という状況であつたが、平成16年度以降は被保険者数が増加した影響で、0.1ポイント未満の低下に留まっている。一方、国共済や地共済では、毎年度0.1ポイント未満の低下となつており、低下幅が小さい。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

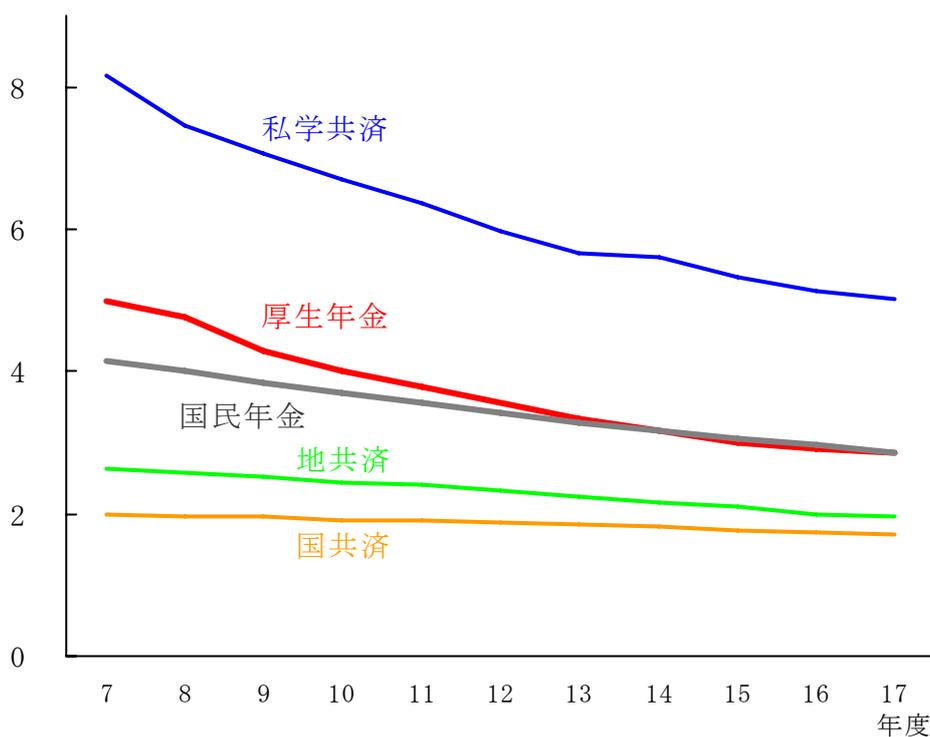
年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87

対前年度増減差 (ポイント)

8	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.68	△ 0.15
9	△ 0.48	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	△ 0.07	△ 0.36	△ 0.14
11	△ 0.22	△ 0.01	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.08	△ 0.38	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.08	△ 0.33	△ 0.14
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.08	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.17	△ 0.05	△ 0.07	△ 0.26	△ 0.11
16	△ 0.09	△ 0.03	△ 0.09	△ 0.20	△ 0.09
17	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.12	△ 0.09

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 年金扶養比率の推移



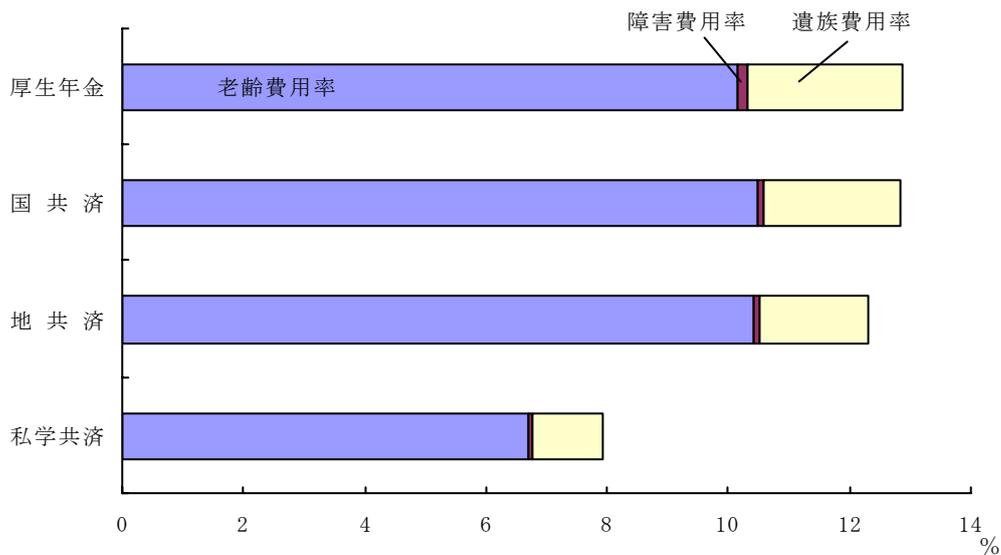
平成17年度の年金種別費用率をみると（図表2-4-4、2-4-5）、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ10.2%、0.2%、2.5%、国共済は10.5%、0.1%、2.2%、地共済は10.4%、0.1%、1.8%、私学共済は6.7%、0.1%、1.2%となっている。

図表2-4-4 年金種別費用率 —平成17年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	10.2	10.5	10.4	6.7
障害費用率	0.2	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	2.5	2.2	1.8	1.2
(参考：総合費用率)	17.8	16.7	16.2	11.8

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表2-4-5 年金種別費用率 —平成17年度—



各制度の年金種別費用率の推移は、図表2-4-6のとおりである。

また、年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移をみたものが、図表2-4-7である。厚生年金、国共済、地共済では、ここ数年、老齢費用率の構成割合が低下してきているが、私学共済では上昇している。なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表 2-4-6 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
16	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
17	10.2	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
	<12.2>	<0.3>	<2.9>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
16	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
17	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-7 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	58.1	1.0	13.9	65.4	0.7	13.0
15	58.0	0.9	13.8	64.9	0.7	13.1
16	57.5	0.9	14.1	63.1	0.6	13.0
17	57.1	0.9	14.3	62.6	0.6	13.4
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	66.3	0.7	10.4	58.1	0.6	10.2
15	66.7	0.7	10.5	56.1	0.6	9.8
16	64.6	0.7	10.4	56.6	0.6	9.9
17	64.1	0.7	11.1	56.8	0.6	10.0

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

(3) 総合費用率

平成17年度の総合費用率は、厚生年金が最も高く17.8%、次いで国共済16.7%、地共済16.2%、私学共済11.8%の順となっている（図表2-4-8、2-4-9）。

国共済の総合費用率は、平成15年度まで上昇傾向にあり高い水準で推移してきたが、平成16年度、17年度と2年連続の低下となっている。これには、平成16年度から国共済と地共済の財政単位の一元化に伴う財政調整拠出金制度が導入され、地共済から国共済へ、16年度に708億円（1年度分の2分の1に相当する額）、17年度に1,172億円（1年度分）の財政調整拠出金が拠出されていることが、大きく影響している。この財政調整拠出金により、国共済の実質的な支出が減少し、総合費用率が平成16年度で1.0ポイント程度、17年度で1.7ポイント程度低く抑えられている一方、地共済の総合費用率は16年度で0.3ポイント程度、17年度で0.5ポイント程度高くなっているものと考えられる。

なお、平成15年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになった。このため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成15年度前と以後とでは接続しないことに留意する必要がある。本稿では、過去との比較のため、参考として、平成15年度以降の標準報酬月額ベースでの率も併記している。

総合費用率の推移をみると、各制度とも上昇傾向にある。平成7年度以降でみて上昇幅が大きかったのは厚生年金であり、標準報酬月額ベースでみると、平成7年度の13.7%から平成17年度の21.3%（総報酬ベースでは17.8%）まで、10年間で7.6ポイントの上昇であった。

総合費用率の上昇は、主に分子の「実質的な支出—国庫・公経済負担」が増加する一方で、分母の標準報酬総額が減少する、又は増加しても分子ほど増加しないことによる（図表2-4-10）。分子の「実質的な支出—国庫・公経済負担」の推移をみると、財政調整拠出金収入の影響等で国共済が平成16年度、17年度に減少している以外は、各制度とも年々増加を続けている。平成17年度の対前年度増減率をみると、厚生年金1.4%増、国共済2.4%減、地共済3.7%増、私学共済3.0%増となっている。これに対し、分母の標準報酬総額は、厚生年金1.3%増、国共済0.1%減、地共済1.5%減、私学共済0.9%増である。その結果、平成17年度の総合費用率は、地共済が0.8ポイント、私学共済が0.3ポイント上昇し、厚生年金が横ばい、国共済が0.4ポイント減少するところとなった。

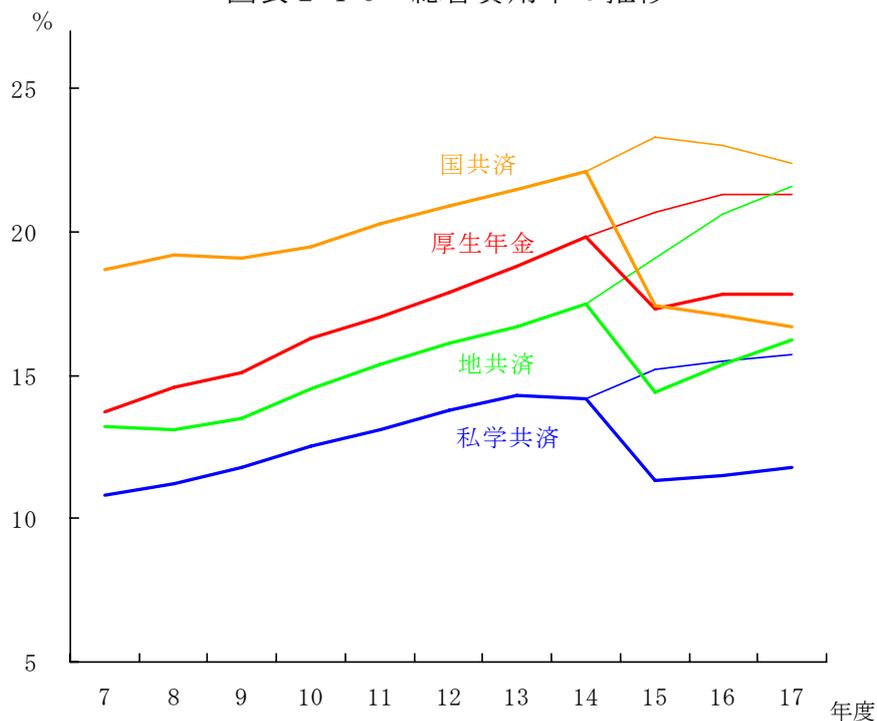
図表 2-4-8 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	17.3 <20.7>	17.4 <23.3>	14.4 <19.1>	11.3 <15.2>
16	17.8 <21.3>	17.1 <23.0>	15.4 <20.6>	11.5 <15.5>
17	17.8 <21.3>	16.7 <22.4>	16.2 <21.6>	11.8 <15.7>
対前年度増減差 (ポイント)				
8	<0.9>	<0.5>	<△0.1>	<0.4>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.4>	<0.6>
10	<1.2>	<0.4>	<1.0>	<0.7>
11	<0.7>	<0.8>	<0.9>	<0.6>
12	<0.9>	<0.6>	<0.7>	<0.7>
13	<0.9>	<0.6>	<0.6>	<0.5>
14	<1.0>	<0.6>	<0.8>	<△0.1>
15	…	…	…	…
16	<0.9>	<1.2>	<1.6>	<1.0>
17	0.5 <0.6>	△ 0.3 <△0.3>	1.0 <1.5>	0.2 <0.3>
17	0.0 <0.0>	△ 0.4 <△0.6>	0.8 <1.0>	0.3 <0.2>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-4参照。

図表 2-4-9 総合費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-10 総合費用率、独自給付費用率の分子、分母

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	対前年度増減率			
					厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%
A 実質的な支出－国庫・公経済負担（総合費用率の分子）								
7	167,090	9,411	22,208	1,774				
8	180,857	9,848	22,486	1,870	8.2	4.6	1.3	5.4
9	193,579	9,926	23,479	2,012	7.0	0.8	4.4	7.6
10	208,061	10,187	25,640	2,164	7.5	2.6	9.2	7.6
11	211,624	10,739	27,287	2,296	1.7	5.4	6.4	6.1
12	221,574	11,350	28,470	2,454	4.7	5.7	4.3	6.9
13	231,240	11,759	29,479	2,570	4.4	3.6	3.5	4.7
14	244,147	11,960	30,775	2,700	5.6	1.7	4.4	5.1
15	252,364	12,334	32,763	2,936	3.4	3.1	6.5	8.7
16	260,875	12,118	34,843	3,033	3.4	△1.8	6.3	3.3
17	264,486	11,822	36,147	3,125	1.4	△2.4	3.7	3.0
B 実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)（独自給付費用率の分子）								
7	120,321	7,662	17,307	1,232				
8	131,444	8,026	17,334	1,305	9.2	4.7	0.2	5.9
9	142,131	8,027	18,132	1,426	8.1	0.0	4.6	9.3
10	152,632	8,137	19,935	1,542	7.4	1.4	9.9	8.1
11	152,801	8,547	21,191	1,627	0.1	5.0	6.3	5.5
12	160,726	8,994	22,002	1,719	5.2	5.2	3.8	5.7
13	169,208	9,354	22,905	1,812	5.3	4.0	4.1	5.4
14	178,173	9,480	24,037	1,911	5.3	1.4	4.9	5.4
15	183,707	9,736	25,725	2,093	3.1	2.7	7.0	9.5
16	189,165	9,331	27,374	2,101	3.0	△4.2	6.4	0.4
17	191,240	9,094	28,868	2,181	1.1	△2.5	5.5	3.8
C 基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)								
7	46,770	1,749	4,901	542				
8	49,413	1,822	5,152	565	5.7	4.1	5.1	4.2
9	51,449	1,898	5,347	586	4.1	4.2	3.8	3.8
10	55,430	2,050	5,705	623	7.7	8.0	6.7	6.2
11	58,823	2,192	6,096	669	6.1	7.0	6.9	7.5
12	60,848	2,356	6,469	735	3.4	7.5	6.1	9.9
13	62,032	2,405	6,574	758	1.9	2.1	1.6	3.1
14	65,974	2,479	6,738	789	6.4	3.1	2.5	4.2
15	68,657	2,599	7,038	842	4.1	4.8	4.4	6.7
16	71,710	2,787	7,469	932	4.4	7.2	6.1	10.6
17	73,246	2,728	7,278	943	2.1	△2.1	△2.6	1.3
D 標準報酬総額（総合費用率・独自給付費用率の分母）								
7	<1,215,248>	<50,431>	<168,207>	<16,431>				
8	<1,235,867>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>
9	<1,281,286>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<3.7>	<1.1>	<1.7>	<1.5>
10	<1,272,631>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<△0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>
11	<1,247,826>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<△1.9>	<0.9>	<0.8>	<1.3>
12	<1,240,660>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<△0.6>	<2.8>	<△0.7>	<1.6>
13	<1,231,930>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<△0.7>	<0.5>	<0.0>	<1.3>
14	<1,233,692>	<54,065>	<175,486>	<19,005>	<0.1>	<△1.0>	<△0.5>	<5.5>
15	1,458,725	71,088	228,236	26,076	…	…	…	…
	<1,219,199>	<52,860>	<171,616>	<19,275>	<△1.2>	<△2.2>	<△2.2>	<1.4>
16	1,468,506	70,717	225,979	26,263	0.7	△0.5	△1.0	0.7
	<1,226,226>	<52,582>	<169,031>	<19,572>	<0.6>	<△0.5>	<△1.5>	<1.5>
17	1,487,083	70,654	222,616	26,495	1.3	△0.1	△1.5	0.9
	<1,242,451>	<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1.3>	<0.3>	<△1.1>	<1.4>

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 地共済の標準報酬総額及び1人当たり標準報酬額は、総報酬ベース若しくは標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

注3 <>は、標準報酬月額ベースの値である。

前述のように、総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると（図表 2-4-11）、平成 17 年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。

なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

図表 2-4-11 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>	17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>	17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>	17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>	17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

(厚生年金相当部分に係る総合費用率)

共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。このため、各共済について、職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率をみると(図表 2-4-12、図表 2-4-13)、平成 17 年度では、厚生年金(実績推計)の 18.8% に比べ、国共済は 3.3 ポイント、地共済は 3.9 ポイント、私学共済は 7.8 ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い(換言すると、成熟が進んでいない)ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-12 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

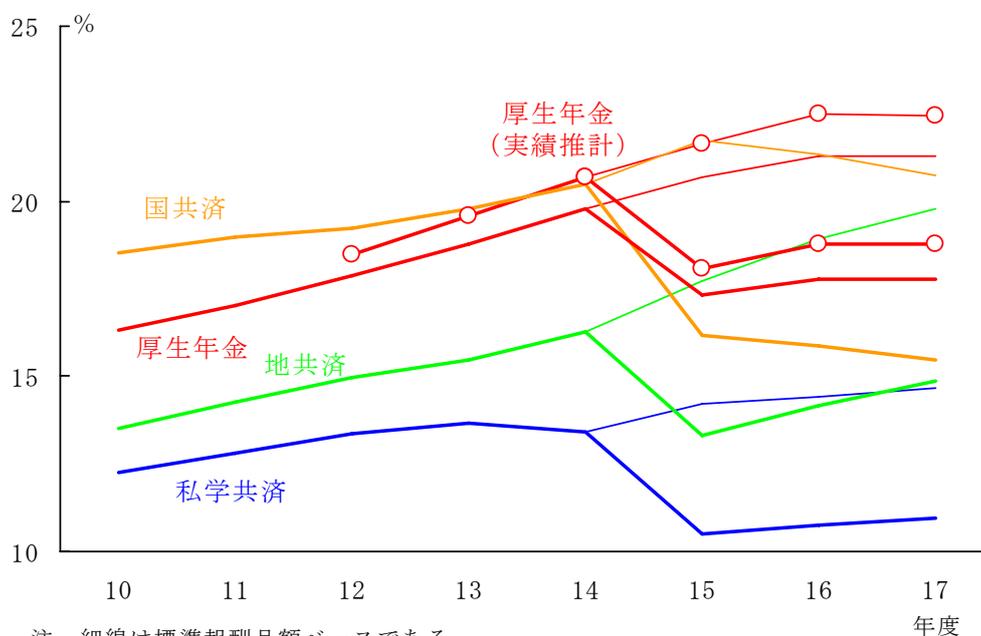
年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
平成	%	%	%	%	%
10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	16.2	13.3	10.5	17.3	18.1
	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<20.7>	<21.7>
16	15.9	14.2	10.7	17.8	18.8
	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<21.3>	<22.5>
17	15.5	14.9	11.0	17.8	18.8
	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<21.3>	<22.5>

注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。

注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。

注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

図表 2-4-13 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移



(4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成17年度の独自給付費用率は、厚生年金が12.9%、国共済が12.9%、地共済が13.0%と同程度の率となっている一方で、私学共済は8.2%と低くなっている(図表2-4-14、2-4-15)。

対前年度増減差をみると、平成16年度、17年度には、国共済がそれぞれ0.5ポイント、0.3ポイントの低下となっている一方で、地共済はそれぞれ0.8ポイント、0.9ポイントの上昇となっている。これには、国共済、地共済間で、両制度の独自給付費用率を同じにするように「費用負担平準化のための財政調整」が行われていることが影響している。16年度から開始された財政調整(16年度は1年度分の2分の1)が17年度から満年度化しており、これに伴い、17年度の両制度の独自給付費用率は同程度となっている。

基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く4.9%、次いで国共済3.9%、私学共済3.6%、地共済3.3%の順となっている(図表2-4-16、2-4-17)。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる(図表2-2-11、2-1-21)。

平成16年度と比べると、各制度とも横ばいとなっている。

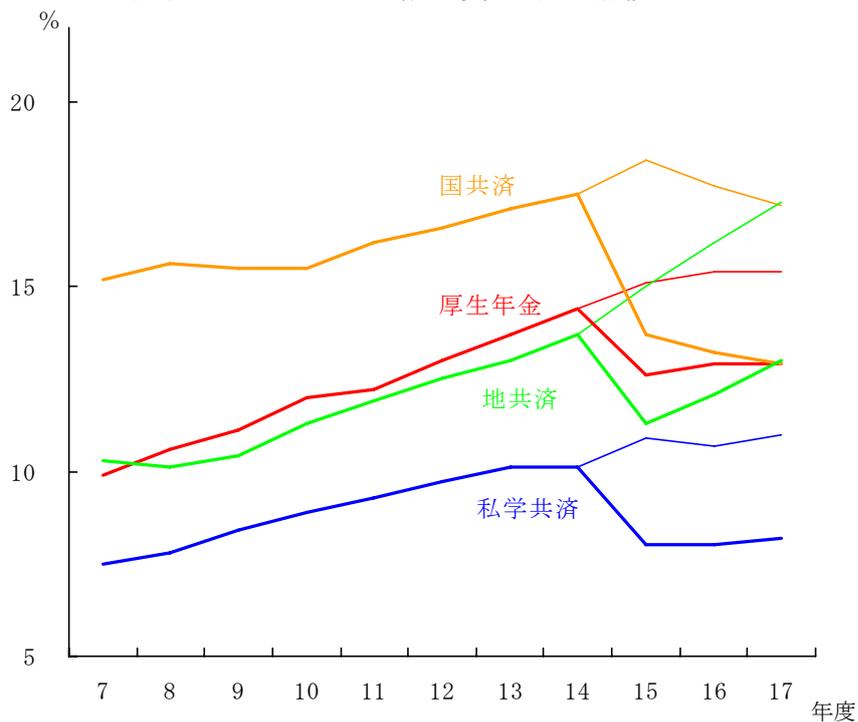
図表 2-4-14 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12.6	13.7	11.3	8.0
	<15.1>	<18.4>	<15.0>	<10.9>
16	12.9	13.2	12.1	8.0
	<15.4>	<17.7>	<16.2>	<10.7>
17	12.9	12.9	13.0	8.2
	<15.4>	<17.2>	<17.3>	<11.0>
対前年度増減差 (ポイント)				
8	<0.7>	<0.4>	<△0.2>	<0.3>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.3>	<0.6>
10	<0.9>	<0.0>	<0.9>	<0.5>
11	<0.2>	<0.7>	<0.6>	<0.4>
12	<0.8>	<0.4>	<0.6>	<0.4>
13	<0.7>	<0.5>	<0.5>	<0.4>
14	<0.7>	<0.4>	<0.7>	<0.0>
15
	<0.7>	<0.9>	<1.3>	<0.8>
16	0.3	△ 0.5	0.8	0.0
	<0.3>	<△0.7>	<1.2>	<△0.2>
17	0.0	△ 0.3	0.9	0.2
	<0.0>	<△0.5>	<1.1>	<0.3>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-6参照。

図表 2-4-15 独自給付費用率の推移



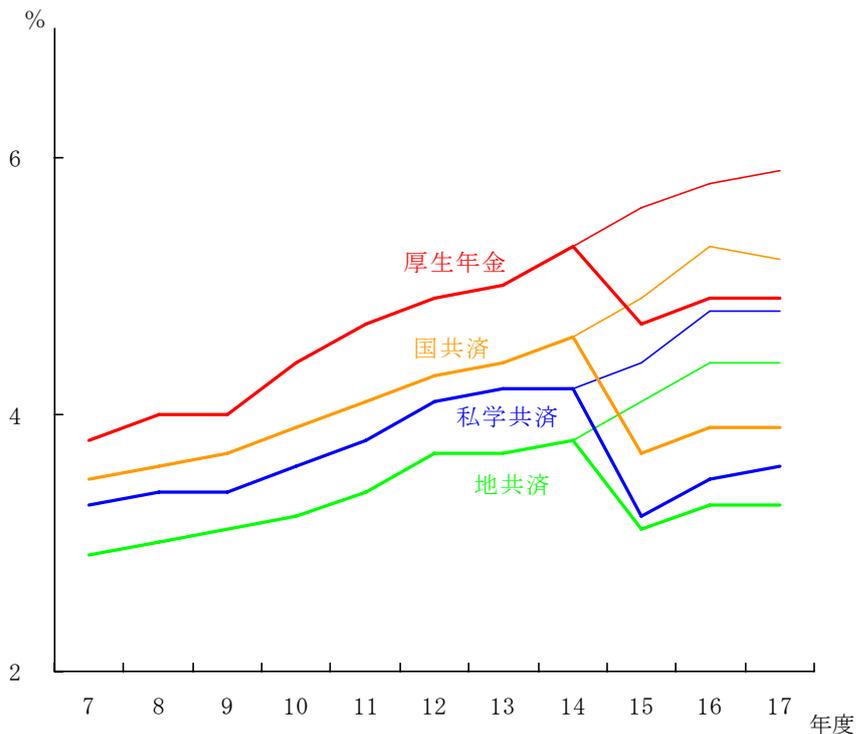
注 細線は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-16 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	4.7	3.7	3.1	3.2
	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
16	4.9	3.9	3.3	3.5
	<5.8>	<5.3>	<4.4>	<4.8>
17	4.9	3.9	3.3	3.6
	<5.9>	<5.2>	<4.4>	<4.8>
対前年度増減差 (ポイント)				
8	<0.2>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
9	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.0>
10	<0.4>	<0.2>	<0.1>	<0.2>
11	<0.3>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
12	<0.2>	<0.2>	<0.3>	<0.3>
13	<0.1>	<0.1>	<0.0>	<0.1>
14	<0.3>	<0.2>	<0.1>	<0.0>
15
	<0.3>	<0.3>	<0.3>	<0.2>
16	0.2	0.2	0.2	0.3
	<0.2>	<0.4>	<0.3>	<0.4>
17	0.0	0.0	0.0	0.1
	<0.1>	<△0.1>	<0.0>	<0.0>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-17 基礎年金費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

(5) 収支比率 一時価ベースで各制度とも低下

平成17年度の収支比率を簿価ベースで比較すると、厚生年金が最も高く120.8%、次いで国民年金（国民年金勘定）109.0%、国共済93.0%、地共済82.7%、私学共済74.0%の順である（図表2-4-18）。厚生年金と国民年金（国民年金勘定）は収支比率が100%を超えているが、これは、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が、保険料収入と運用収入の合計より多く、積立金の取崩し等、その他の収入により賄っていることを示している。

一方、時価ベースでみると、厚生年金、国民年金を含め全ての制度で100%を下回っている。

図表2-4-18 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	91.0	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
16	123.8	98.3	93.5	86.8	103.1
	[112.7]	[96.9]	[83.1]	[78.6]	[95.6]
17	120.8	93.0	82.7	74.0	109.0
	[90.4]	[79.1]	[55.9]	[65.5]	[87.6]
対前年度増減差（ポイント）					
8	3.4	0.9	0.2	3.1	△ 13.4
9	1.4	△ 0.3	0.5	2.2	12.6
10	6.7	5.1	5.5	3.8	3.9
11	4.4	4.3	1.3	2.9	△ 0.3
12	6.1	4.2	8.1	7.0	4.9
13	6.2	5.9	5.5	4.9	9.0
14	7.5	2.0	6.2	3.8	7.5
	[16.8]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.8	5.0	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.4]	[△22.8]
16	6.6	0.3	4.2	0.6	5.5
	[14.4]	[5.6]	[12.9]	[△4.2]	[9.9]
17	△ 3.0	△ 5.3	△ 10.8	△ 12.8	5.9
	[△22.3]	[△17.8]	[△27.2]	[△13.1]	[△8.0]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-7参照。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

収支比率の推移をみると、簿価ベースでは各制度とも上昇傾向にあったが、平成17年度には被用者年金各制度で低下している。また、時価ベースでみると、平成17年度はすべての制度で低下しており、低下幅も大きい。これは、分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」の増加幅が縮小又は減少している一方、分母の「保険料収入＋運用収入」が大幅な増加となったことによる（図表2-4-10A欄、2-4-18、2-4-19）。

図表2-4-19 収支比率の分母（保険料収入＋運用収入）の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	億円	億円	億円	億円	億円
7	242,200	12,529	38,980	3,209	21,435
8	249,767	12,959	39,300	3,199	22,505
9	262,469	13,105	40,721	3,323	22,858
10	258,315	12,609	40,570	3,359	23,084
11	249,384	12,623	42,327	3,413	23,261
12	243,579	12,704	39,211	3,304	22,507
13	237,967	12,356	37,729	3,244	21,800
	[225,901]	[11,593]			[20,783]
14	233,105	12,299	36,526	3,254	20,855
	[204,765]	[11,887]		[2,497]	[18,587]
15	215,310	12,588	36,676	3,406	21,149
	[256,657]	[13,513]	[46,672]	[3,545]	[24,108]
16	210,662	12,328	37,269	3,495	20,398
	[231,471]	[12,509]	[41,935]	[3,860]	[22,009]
17	218,882	12,713	43,703	4,225	20,837
	[292,477]	[14,937]	[64,672]	[4,768]	[25,931]
対前年度増減率 (%)					
8	3.1	3.4	0.8	△ 0.3	5.0
9	5.1	1.1	3.6	3.8	1.6
10	△ 1.6	△ 3.8	△ 0.4	1.1	1.0
11	△ 3.5	0.1	4.3	1.6	0.8
12	△ 2.3	0.6	△ 7.4	△ 3.2	△ 3.2
13	△ 2.3	△ 2.7	△ 3.8	△ 1.8	△ 3.1
14	△ 2.0	△ 0.5	△ 3.2	0.3	△ 4.3
	[△9.4]	[2.5]			[△10.6]
15	△ 7.6	2.4	0.4	4.7	1.4
	[25.3]	[13.7]		[42.0]	[29.7]
16	△ 2.2	△ 2.1	1.6	2.6	△ 3.6
	[△9.8]	[△7.4]	[△10.1]	[8.9]	[△8.7]
17	3.9	3.1	17.3	20.9	2.2
	[26.4]	[19.4]	[54.2]	[23.5]	[17.8]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 私学共済の保険料収入には都道府県補助金を含む。

注4 国共済の時価ベースは、平成10年度12,423億円、11年度13,104億円、12年度11,884億円となっている。

(6) 積立比率

平成17年度の積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く10.5倍、次いで私学共済10.3倍、国共済7.4倍、厚生年金5.2倍、国民年金（国民年金勘定）4.3倍の順となっている（図表2-4-20）。平成17年度は、国共済以外の制度で、16年度に比べ低下している。国共済では、平成16年度から受け入れている財政調整拠出金収入（17年度から満年度化）の影響で実質的な支出が減少しており、その結果、積立比率が上昇したものと考えられる。逆に、地共済は低下する方向に働いている。

また、時価ベースでは、厚生年金5.2倍、国共済7.5倍、地共済10.7倍、私学共済10.6倍、国民年金4.3倍となっている。平成16年度に比べ、国共済で上昇、厚生年金と私学共済で横ばい、地共済と国民年金で低下している。

図表2-4-20 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	倍	倍	倍	倍	倍
平成7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
16	5.3	7.2	10.9	10.5	4.7
	[5.2]	[7.3]	[10.9]	[10.6]	[4.6]
17	5.2	7.4	10.5	10.3	4.3
	[5.2]	[7.5]	[10.7]	[10.6]	[4.3]
対前年度増減差（ポイント）					
8	△ 0.1	0.0	0.6	0.1	1.1
9	△ 0.1	0.2	0.2	△ 0.3	△ 0.4
10	△ 0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.1
11	0.2	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.1	0.2
12	△ 0.1	△ 0.3	0.0	△ 0.4	0.1
13	△ 0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
14	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1
15	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
	[△0.3]	[△0.2]			[△0.2]
16	△ 0.2	0.2	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.1
	[0.0]	[0.2]	[△0.3]	[△0.2]	[0.0]
17	△ 0.1	0.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4
	[0.0]	[0.2]	[△0.2]	[0.0]	[△0.3]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行人分を含まない。図表3-3-10参照。

注3 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。

(7) 財政指標でみた各制度の特徴

最後に、年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率が全体としてどうなっているのか、制度相互に「レーダーチャート」で比較をしてみる（図表 2-4-21）。

ここでは、年金扶養比率は、成熟が進んだ段階である2（2人で1人を支える）を基準として、尺度を定めた。また、総合費用率は、最終的には年収の20%になるとして、グラフでは20に対する比の逆数をとった（逆数とするのは成熟が進むに連れ小さくなるようにするためである）。同様の考えで、独自給付費用率は14、収支比率は100に対する比の逆数をとった。積立比率については、成熟が進むに連れ小さくなることを考慮して尺度を定めた^注。

注 図が見易くなるようにするための処理を行っている。

結果は図のとおりで、レーダーチャートの形状は、①国共済・地共済、②厚生年金・私学共済に2分される。グループ①の国共済・地共済は、年金扶養比率のラインがグループ②に比べて突き出していない（成熟が進んでいる）とともに、積立比率のラインが突き出ている（積立金が相対的に多い）。一方、グループ②の厚生年金・私学共済は、形状は類似しているが、大きさは厚生年金の方が小さく、成熟が進んでいる。